

美里町工事入札参加資格有資格者の指名停止措置について

1 指名停止を受けた業者

商号 株式会社津川建設

所在地 熊本県下益城郡美里町安部 2 4 3 番地 1

代表者 代表取締役 津川 幸誠

指名業種 土木一式、とび・土工・コンクリート、舗装、水道施設、解体

2 指名停止措置の期間

令和 8 年（2026 年） 7 月 3 日（金）から

令和 8 年（2026 年） 9 月 2 日（水）まで（2 箇月）

3 指名停止理由

対象業者は、町発注の工事の作業中に、安全管理措置が不適切であったため、工事関係者が死亡したことが「美里町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」第 2 条第 1 項別表第 1 第 7 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故）に該当するもの。

《指名停止等の措置要領に定める別表第 1 第 7 号》

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該認定をした日から
(7) 町工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 箇月以内

<問合せ先> 美里町役場総務課管財係

電話：0964-46-2111